

(目的)

第 1 条 [この告示](#)は、南魚沼市消防団に積極的に協力している事業所等を消防団協力事業所(以下「協力事業所」という。)として認定し、消防団協力事業所表示証を交付することに関し必要な事項を定め、もって地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 [この告示](#)において事業所等とは、事業所その他の団体をいう。

(平 27 告示 231・一部改正)

(認定基準)

第 3 条 協力事業所の認定を受けることができる事業所等は、消防関係法令に違反していない事業所であって、[次の各号](#)のいずれかに該当するものとする。

- (1) 従業員の 7 人以上又は 20%以上が消防団員である事業所等
- (2) 就業規則等により、消防団員としての活動に対し職務免除などの優遇措置を規定している事業所等
- (3) 災害時の資機材の提供又は優先的な使用について、市又は公的機関と協定を締結している事業所等
- (4) 消防用施設の無償管理、事業所施設若しくは敷地の利用又は資機材の提供について協力的であると認められる事業所等

(平 27 告示 231・一部改正)

(申請等)

第 4 条 協力事業所の認定を受けようとする事業所等は、南魚沼市消防団協力事業所認定及び消防団事業所表示申請書([様式第 1 号](#))に、事業所等の概要が分かる書類その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出するものとする。

2 認定を受ける事業所等については、[前項](#)の規定による申請のほか、消防団長からの推薦によることができる。

(平 27 告示 231・一部改正)

(表示証の交付)

第5条 市長は、[前条第1項](#)の申請又は[同条第2項](#)の推薦を受けたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、当該事業所等に消防団協力事業所表示証([様式第2号](#)。以下「表示証」という。)を交付するものとする。

2 事業所等が南魚沼市の区域外に所在する場合は、市長は当該市町村長と協議の上、連名で表示証を交付することができる。

(平 27 告示 231・一部改正)

(表示証の表示)

第6条 協力事業所は、表示証を次に掲げる場所等に表示するものとする。

(1) 表示証を交付された事業所等の見えやすい場所

(2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁方式(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行う映像その他の広告

2 表示証は、拡大又は縮小したものを表示することができる。

(表示証交付整理簿の備え付け)

第7条 表示証の交付に際して、市長は、南魚沼市消防団協力事業所表示証交付整理簿([様式第3号](#))を備え付け、表示証の交付に関する事業所の名称、住所、有効期間等の必要事項を記録するものとする。

(表示有効期間)

第8条 表示の有効期間は、原則として、認定の日から2年又は[次条](#)の規定による認定の取り消しの日までとする。ただし、協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示証(以下[本条](#)において「総務省消防庁表示証」という。)の交付を受けた場合は、表示の有効期間は、総務省消防庁消防団協力事業所の総務省消防庁表示証の交付を受けた日から2年間とする。

2 表示証の表示の効力が失効した事業所等については、[前条](#)に規定する表示を行うことができない。

3 市長は、認定の日から2年を経過する前に協力事項の現状及び表示の継続の意思を確認した上で、認定を更新できるものとする。

(平 27 告示 231・一部改正)

(認定の取消し)

第9条 市長は、協力事業所が[次の各号](#)のいずれかに該当すると認めるときは、協力事業所の認定を取り消し、又は既に交付した表示証の返還を命ずることができる。

(1) 協力事業所が事業を廃止又は休止したとき。

(2) [第3条](#)の認定基準を満たさないこととなったとき。

(3) 偽りその他不正な手段により認定を受けたとき。

(4) その他協力事業所としての表示が適当でないとき。

2 市長は、[前項](#)の規定により認定を取り消された事業者等に対し、当該認定を取り消しの理由を文書で通知するものとする。

(協力事業所の公表)

第10条 市長は、協力事業所の名称、南魚沼市消防団への協力内容、その他の事項について、広報紙等により公表するものとする。

(所掌)

第11条 [この告示](#)に関する事務は、南魚沼市消防本部において所掌する。

(その他)

第12条 [この告示](#)に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

[この告示](#)は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成27年10月20日告示第231号)

この告示は、公布の日から施行する。

[様式第1号\(第4条関係\)](#)

(平27告示231・全改)

様式第1号(第4条関係)

南魚沼市消防団協力事業所認定及び消防団協力事業所表示申請書

年 月 日

(あて先)
南魚沼市長

協力事業所所在地 南魚沼市 _____
協力事業所名称 _____
代 表 者 _____ (印)
担 当 者 _____
電 話 _____

南魚沼市消防団協力事業所表示制度実施要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 申請区分(該当する区分にレ✓点を記入してください。)
- 新 規(はじめて消防団協力事業所の認定を受ける場合)
 - 追 加(既に消防団協力事業所の表示を受けており、その有効期間内に追加して他市町村の表示を受ける場合)
 - 再申請(消防団協力事業所の表示有効期間の満了に伴い、再度表示を希望する場合)

2 協力内容及び添付書類

(該当する項目に○印を付けてください。)

項目	取 組 内 容	添付書類
1	従業員の7名以上又は20%以上が消防団員である。	・事業所の概要がわかる書類 ・南魚沼市消防団に所属する従業員の名簿
2	就業規則等により、消防団員としての活動に対し職務免除などの優遇措置を規定している。	・事業所の概要がわかる書類 ・就業規則又は過去に消防団活動に配慮し、活動を支援したこと若しくは勤務免除したことを証する書類
3	災害時の資機材の提供又は優先的な使用について、市又は公的機関と協定を締結している。	・事業所の概要がわかる書類 ・協定書の写し又は団体で協定を締結している場合は、その団体の加入会員と分かる書類の写し
4	消防用施設の無償管理、事業所施設若しくは敷地の利用又は資機材の提供について協力的である。	・事業所の概要がわかる書類 ・消防団部長又は行政区長による実績を証する書類

※ 再申請の場合は、以前に交付を受けた表示証の写しを添付してください。

様式第2号(第5条関係)

消防団協力事業所



南 魚 沼 市
南魚沼市消防本部

年 月表示

※この表示の大きさは、縦297mm、横210mmとする。

[様式第3号\(第7条関係\)](#)

南魚沼市消防団協力事業所表示証交付整理簿

交付 番号	事業所名	郵便番号	初回表示年月日	協 力 事 項 (要綱第 条関係) *該当項に☑	主担当 市町村	表 示 速 名 市町村	備 考 *該当に☑
		所 在 地	現表示有効期間				
		担 当・連絡先	更 新 回 数				
1				<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3			<input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 推薦
				<input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6			
				<input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9			
2				<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3			<input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 推薦
				<input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6			
				<input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9			
3				<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3			<input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 推薦
				<input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6			
				<input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9			
4				<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3			<input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 推薦
				<input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6			
				<input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9			
5				<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3			<input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 推薦
				<input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6			
				<input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9			